

別記様式（第5条関係）

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	令和6年度第2回佐賀市市民活動応援制度審査委員会
開催日時	令和6年9月20日（金）10時30分～12時00分予定
開催場所	佐賀商工ビル 7-B・C会議室
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会における審査方法、審査内容（審査表）等の変更案について ・募集要項の変更案について
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の定員	5名
傍聴手続	<ul style="list-style-type: none"> ■傍聴方法 直接会場に来場いただき、先着順に受付します。 ■傍聴者受付開始時間 10時20分
問い合わせ先	佐賀市地域振興部 協働推進課 市民活動推進係 電話番号 0952-40-7078
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■注意事項 「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」により、以下のとおり定められておりますので、ご注意ください。 (※次ページへ)

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1)酒気を帯びていると認められる者
- (2)はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3)笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4)前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1)会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2)会議の会場において発言しないこと。
- (3)みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6)前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。